

# 「狛江市アクションプラン」に対する 意見募集の結果をお知らせします

「狛江市アクションプラン」に  
ついて、下記のとおり意見募集  
を実施したところ、7人28件の  
ご意見をいただきました。  
寄せられましたご意見は、計  
画見直しの際の参考にさせてい  
たいとさせていただきます。  
〔実施期間〕6月1日(木)～30日  
〔対象〕▽市内に住所を有する  
方▽市内に事務所または事業所  
を有する方▽市内に存する事務  
所または事業所に勤務する方▽  
市内に存する学校に在学する方

〔実施方法〕文書による提出と  
し、窓口持参、郵送、FAX、  
電子メールにより募集  
〔問い合わせ〕企画経営室

## ■提出された意見の概要

全体	1	アクションプランの市民説明会を開いてほしい。
	2	見直しの際には、市民参加や庁内全体に納得されるものとすべき。
	3	「緊急行動計画」の数値目標は、はっきり総括して公表すべき。
行財政改革推進計画編	4	この計画で、本当に収支均衡型財政へ転換できるのか。
	5	一般財源における財政フレームにある資金手当の活用とは、具体的にどういうことか。
	6	赤字の起債をいつまで続けるつもりなのか。
	7	予算の執行に際しては、歳出は予算の1～5%の減額を、歳入は1%増額した数値を目途に取り組んでほしい。
	8	業務執行にあたっては、どんな業務にも「心」を入れて、「やる気」を持って望んでほしい。アクションプランの実施に際し、一番必要なことは「やる気」である。
	9	不登校児童・生徒への対応について基本計画策定市民会議の声が反映されていない。
実施計画編	10	緑の保全に樹林地の購入費を計上したことを評価する。緑の保全の中心的存在感のある樹林地の選定、維持管理への市民参加、市民への公開への配慮をお願いする。
	11	和泉多摩川緑地の都立公園化について、これまで東京都にどのように要請したのか、今後どのように要請していくのかなど、具体的に計画し、市民に明示してほしい。
	12	和泉多摩川緑地は、市民待望の公園用地であり、全市を挙げて東京都へ早期実現に向けて働きかけるべき。
	13	和泉多摩川緑地整備にあたっては、防災・市民レクリエーション・運動・緑化推進・自然観察等の機能を備えた総合公園化をお願いしたい。
	14	地震情報配信システムの提案
	15	「音楽の街—狛江」構想の実現への協力の提案
	16	防犯活動への協力の提案
	17	学校教育支援活動での協力の提案
	18	環境意識高揚策の提案
	19	火災報知器の普及促進の提案
定員適正化編	20	公設公営の保育園の民営化を検討するにあたっては、本当に市民のためになるか等慎重な議論がなされるべき。
	21	保育士の削減を図り、コストダウンを図ろうとしているが、子育て一番のまちとしては、保育を必要とする子どもたちに必要なお金は何としても確保するという姿勢がほしい。
	22	新組織体制の具体的な職員数について担当課に聞いても、根拠は知らないとの回答であり、職員の声を聞くことなく、庁内上層部の意見だけでまとめられたものではないか。
	23	組織構成については、さらに再編を進め、部・課の数を少なくすべき。
	24	業務ごとの定数を廃止し、部または、課ごとの定数ではどうか。
	25	安心安全課は市民の方を向くべきで市民生活部の所属の方がいいのでは。
	26	アクションプランからは、市の保育ビジョンを読み取ることができず、計画の方向性には、子どもを大切に思う姿勢が感じられない。
	27	児童福祉を含む自治体全体の収入が都や国の影響で削減されるならば、その都や国に対してもっと強く意見をすべきであり、本当に大切なことならば基金を募るなどして財源をつくり出すことも視野に入れてほしい。
公の施設の管理運営方針	28	指定管理者制度の推進については、導入先に福祉施設もあることから、制度の導入の経緯や目的を熟知した上で、慎重に検討すべき。

## 行政サービスセンター

市税・介護保険料の納付  
および相談窓口

### ▽日曜窓口

〔日時〕8月27日(日)午前8時30分～午後5時

### ▽夜間窓口

〔日時〕8月31日(木)午後8時～

### 〔会場〕収納課

なお、平成18年度市民税・都民税(第2期分)、国民健康保険税(第2期分)、介護保険料(第2期分)は、8月31日(木)までに納めてください。  
※納付には、便利で納め忘れない口座振替をご利用ください。  
〔問い合わせ〕収納課

### ●受給者証が新しくなります

心身障害者医療費助成制度受給者証(受給者証)が9月1日から新しいものになります。有効期限は平成19年8月31日までの1年間です。  
〔対象〕身体障害者手帳1級・2級(内部障がい(心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい)は3級も含みます)、または愛の手帳1度・2度に該当し平成17年中の所得が別表の所得制限基準額以下の方です。ただし、健康保険未加入者、生活保護受給者、65歳以上ではじめて身体障害者手帳や愛の手帳を取得した方等は対象となりません。  
●受給者証をお持ちでない方

### ●ペットボトルの出し方に ご注意ください

ペットボトルの使用が年々増加しています。リサイクルセンターに持ち込まれるペットボトルの一部がごみ袋に入れたまま出されるため、ごみとして焼却処分されています。ペットボトルは、市で貸し出ししているコンテナに入れて出してください。  
●ペットボトルを出す際は  
▽飲用・酒・しょうゆ用に使用されたペットボトルだけを出してください。



左のマークの有無で見分けるのが確実な方法です。

▽キャップは必ず外して、ボトルと一緒に出しましょう。  
▽中を軽くすすぎ、水を切ってから出しましょう。  
▽容器が小さくなるよう、足で踏みつぶしてコンテナに入れて出しましょう。  
〔問い合わせ〕清掃課

### ●老齢福祉年金を受けている方 の国民年金証書および 定時届の提出先が変わります

8月は老齢福祉年金の支給月です。  
老齢福祉年金を受けている方には、「国民年金証書」と「定時届」(8月期のみ送付)を8月上旬ごろに東京社会保険事務局から送付します。

これまでは、年金を受け取った後、「国民年金証書」および「定時届」を保険年金課に提出していたのですが、今年度から、提出先が東京社会保険事務局に変更となりました。  
提出については、「国民年金証書」および「定時届」を送付される際に同封されている、返信用封筒をお使いください。  
この提出が遅れると、次の年金の支払いが遅れることがありますので、ご注意ください。  
〔問い合わせ〕東京社会保険事務局 ☎(5322) 1641

### ●年金を受けている方が亡くなったときは届け出が必要

年金を受けている方が亡くなったときは、「年金受給権者死亡届」をお住まいの社会保険事務所へ提出してください。  
また、年金は亡くなった日の属する月まで支払われますので、未払いの年金がある場合は「未支給年金・保険給付請求書」も合わせて、お住まいの社会保険事務所へ提出してください。  
未払いの年金を受けられる遺族の方は、年金を受けていた方の死亡当時、生計を同じくしていた配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹です。  
なお、「年金受給権者死亡届」の提出が遅れると年金がそのまま支払われ、後日、遺族の方より年金を返納していただくこととなりますので、ご注意ください。

### ■所得制限基準額表(所得とは、収入から必要経費を引いたものです)

扶養者の数	所得制限基準額
0人	3,604,000円
1人	3,984,000円
2人	4,364,000円
3人	4,744,000円
4人	5,124,000円

- ※所得から控除できるもの
1. 雑損
  2. 医療費
  3. 社会保険料
  4. 小規模企業共済等掛金
  5. 障害者(扶養)
  6. 配偶者特別
  7. 寡婦(夫)・特別寡婦
  8. 勤労学生
  9. その他

〔申請先・問い合わせ〕8月21日(月)まで(土・日曜日を除く)に保険年金課へ。

1 〔問い合わせ〕府中社会保険事務局 ☎042(361)101